

委員会の委員長または座長および委員の指名手続きと運営に関する細則

本細則は委員会に関する規程第1条第4項および第2条第5項に基づき、常設委員会と専門委員会(以降、各委員会)の委員長または座長(以降、委員長等)および委員の指名手続きと運営に関する事項を定めるものである。

第1条 各委員会の委員長等は、任期中の活動報告と次期の委員会の組織および活動案を作成し、任期終了直前の理事会に報告し承認を受ける。

第2条 理事長は、各委員会からの組織および活動案に基づき、理事改選後1か月以内に各委員会の継続、及び次期委員長指名案を作成し、理事会の承認を受けて委員長等を委嘱する。

第3条 委員長等は、委員指名案を作成し、理事会の承認後に委員会を組織する。

第4条 委員長等は、理事会の求めに応じて理事会に出席し、委員会活動報告を行う。

第5条 委員長等は、社員総会にて年間の活動報告を行う。

附則

本細則は、令和6(2024)年4月3日より施行する。